

イーストスプリング・ アジア・ソブリン・オープン

追加型投信 / 海外 / 債券



※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、以下の委託会社の照会先までお問合せください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第379号
PCAアセット・マネジメント株式会社は、2012年2月14日付けで商号を「イーストスプリング・インベストメンツ株式会社」に変更いたしました。
ホームページアドレス <http://www.eastspringinvestments.co.jp/>
電話番号 03-5224-3400(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
関係当局の認可等を前提に、2012年4月1日付けで中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、「三井住友信託銀行株式会社」に商号を変更する予定です。

英国ブルーデンシャル社はイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルデンシャル・ファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	年12回 (毎月)	アジア	ファミリー ファンド	なし

※商品分類および属性区分の内容につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

- 本書により行う「イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン」(以下「当ファンド」といいます。)の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年7月19日に関東財務局長に提出しており、平成23年7月20日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社の情報>

委託会社名	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
設立年月日	平成11年12月1日
資本金	649.5百万円(平成23年11月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	5,348億円(平成23年11月末現在)

I ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、日本を除くアジアの政府、政府機関および国際機関の発行する現地通貨建て債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

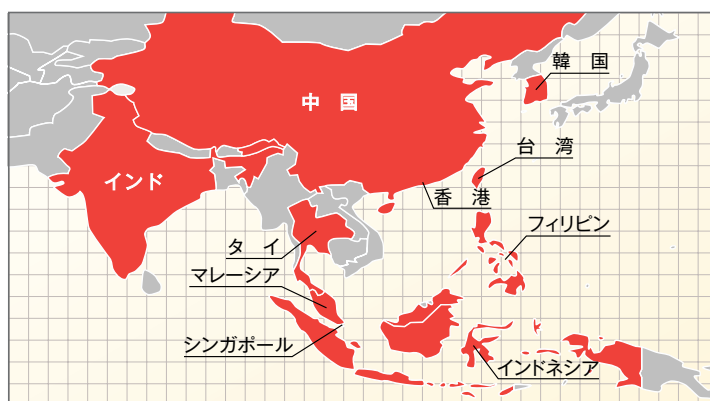
1 日本を除くアジアの現地通貨建てのソブリン債券(国債、政府機関債および国際機関債)を実質的な主要投資対象とします。

■主として、日本を除くアジアの現地通貨建てのソブリン債券に実質的に投資を行い、安定的な利子収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。ただし、ソブリン債券以外の債券およびアジアの現地通貨以外の通貨建ての債券に投資を行う場合があります。

※ソブリン債券とは：各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、国際機関が発行する債券も含まれます。

<主要投資対象国・地域>

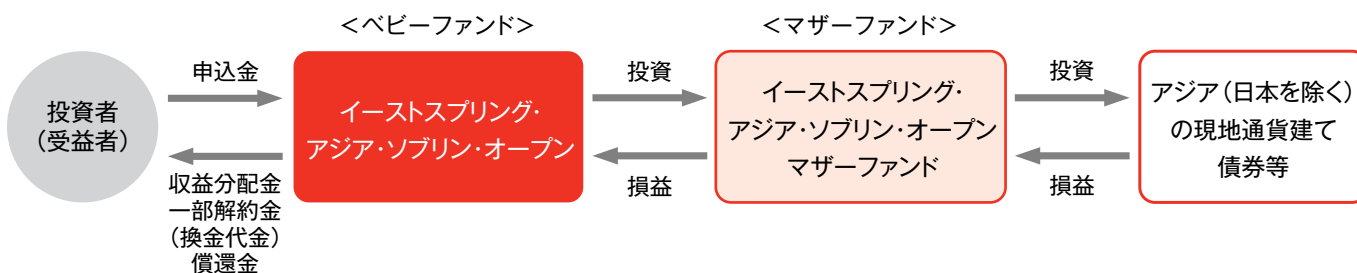
香港、台湾、韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、インド、中国
(2011年11月末現在。主要投資対象国・地域は、今後、変更される場合があります。)



2 マザーファンドの運用は、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが行います。

■イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。ただし、国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

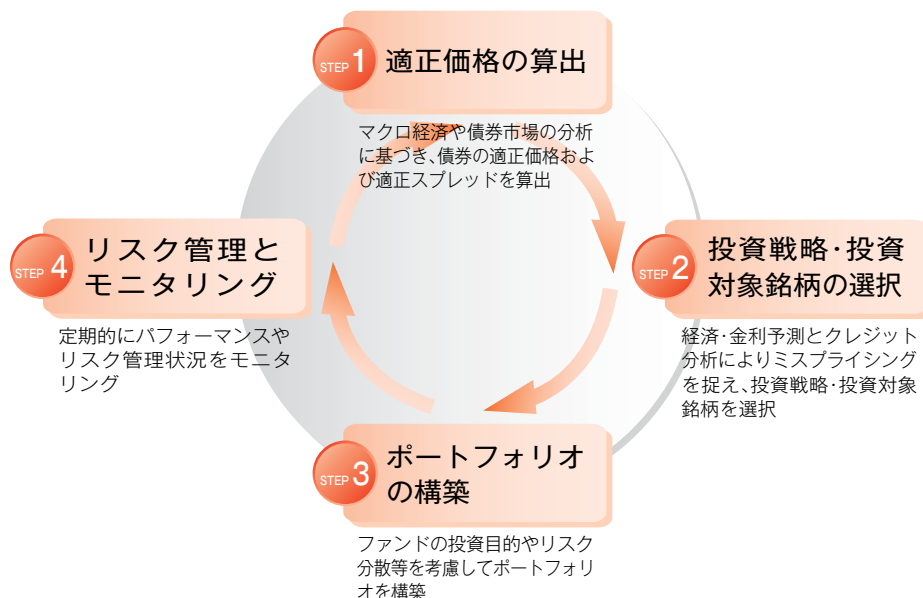
ファンドの仕組み



- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「イーストスプリング・アジア・ソブリン・オープン マザーファンド」への投資を通じて、主として日本を除くアジアの現地通貨建てのソブリン債券に投資します。
- ・「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

<アジア債券の運用プロセス>

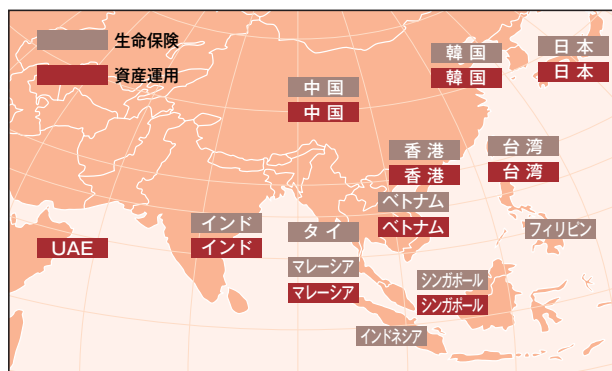
■債券の相対価値分析を重視しながら、経済情勢や景気サイクルが債券市場に与える影響も考慮し、中長期的な戦略に基づいた運用を行います。



※ 上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

アジアにおけるネットワーク

- 当社グループは、アジアにおける13の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。
- イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドの債券運用チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。



(2011年11月末現在)

3 原則として、為替ヘッジは行いません。

■ 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

4 毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配を行います。

- 原則として、毎決算時に、主に利息・配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。
 - 3月、9月の決算時には、利息・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して分配を行います。
 - 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

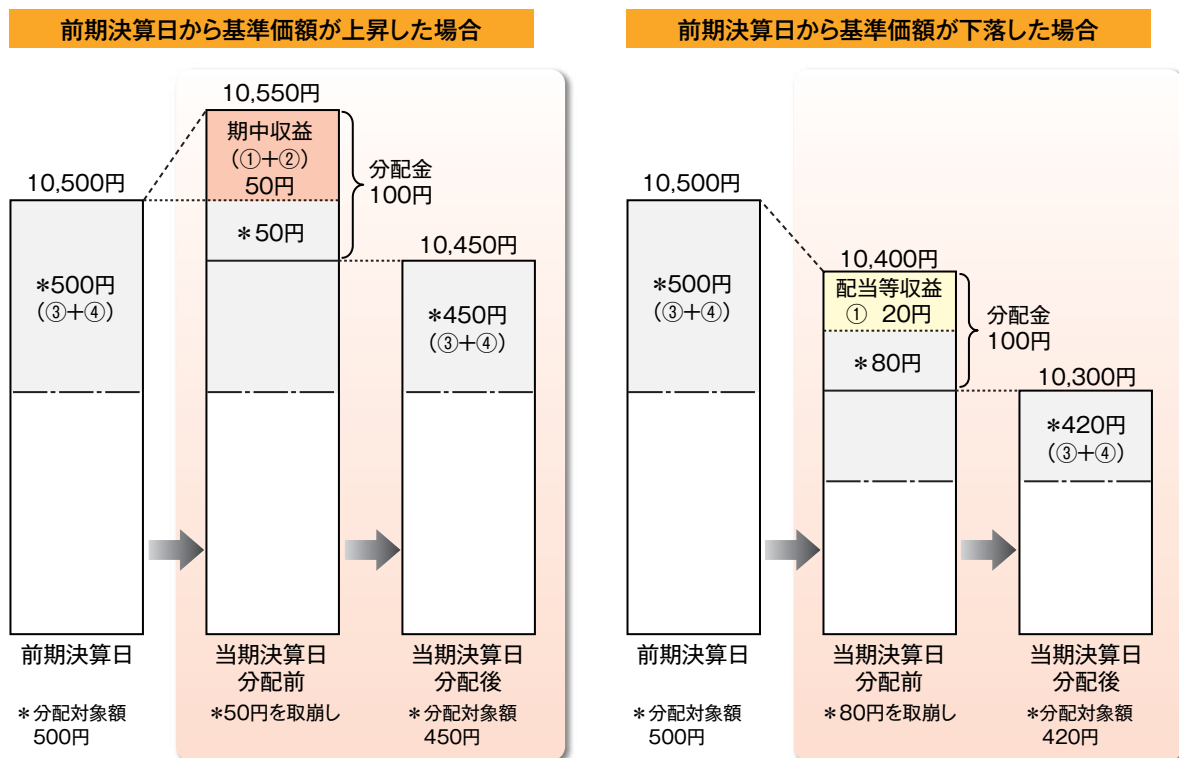
〔 収益分配金に関する留意事項 〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



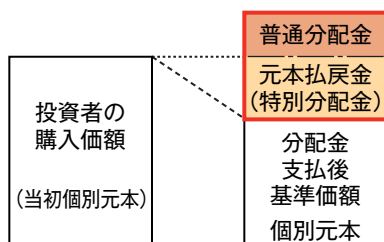
(注) 分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益・評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

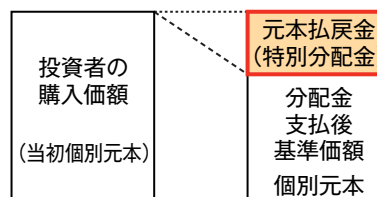
※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

Ⅱ 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



為替変動リスク 為替レートの変動による外貨建資産の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



金利変動リスク 金利変動による債券の価格変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するため、基準価額の下落要因となります。当ファンドは主に債券に実質的に投資を行いますので、金利変動による債券価格の変動の影響を受けます。



信用リスク 債券の発行者の債務不履行(元本や利子の支払い不能)リスク

債券の価格は、発行者の経営・財務状況によっても変動します。特に発行者に債務不履行やその可能性が生じた場合には、債券の価格は大きく下落する可能性があり、基準価額の下落要因となります。



カントリーリスク 投資対象国・地域の政治・経済・社会情勢の変化による有価証券の価格変動リスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク 市場における有価証券の取引量が少なく希望価格で売却できないリスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付したお申込みの受付を取消することがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門において運用の委託先における投資方針の遵守状況および運用状況の確認、ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行っています。また、運用部門から独立した部署が、投資ガイドライン等の遵守状況等に関し当該委託先から定期的な報告を求めるなどの所要のモニタリングを行うとともに、リスク管理委員会がリスク全般の管理を行っています。

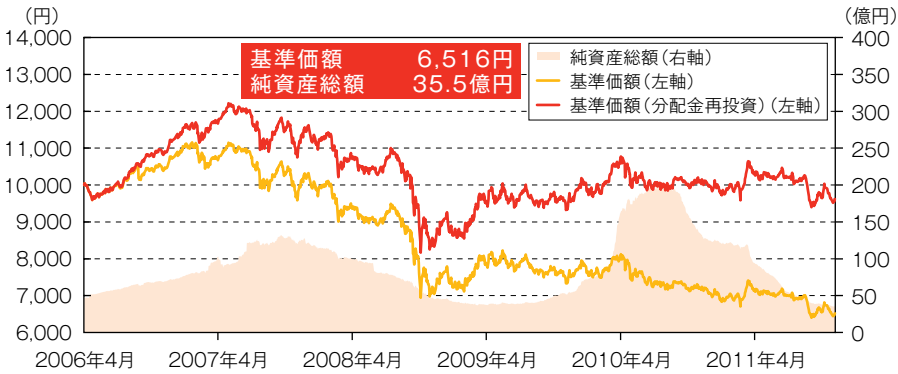


運用実績

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。
※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

2011年11月30日現在

■基準価額・純資産の推移 期間：設定日(2006年4月25日)～2011年11月30日



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ課税前分配金を全額再投資したものと計算しています。

■分配の推移(1万口当たり・課税前)

決算期	分配金
2011年7月(第63期)	20円
2011年8月(第64期)	20円
2011年9月(第65期)	20円
2011年10月(第66期)	20円
2011年11月(第67期)	20円
直近1年間累計	360円
設定来累計	3,340円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
国債	82.04
社債(国債連動債)	5.58
国際機関債	6.59
現金・その他	5.79

※「資産別組入状況」の比率は、マザーファンドの純資産総額を100%として計算しています。債券の比率は経過利子相当分を含んでおります。

組入国・地域別比率

国・地域	比率(%)
フィリピン	18.72
韓国	18.25
マレーシア	17.91
インドネシア	16.85
シンガポール	15.35
その他*	6.99
インド	5.93

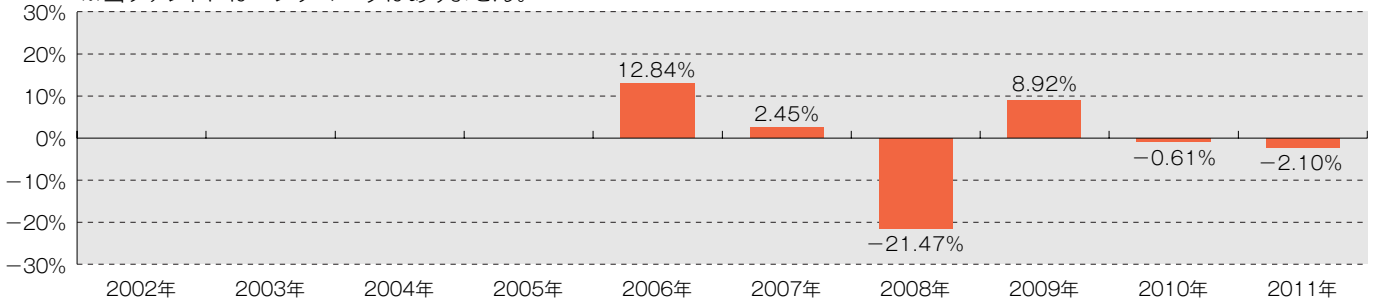
組入上位10銘柄

	銘柄	利率(%)	償還日	比率(%)
1	米州開発銀行*	2.500	2013/03/11	6.99
2	インド国債連動債	6.250	2016/09/15	5.93
3	フィリピン国債	8.125	2035/12/16	4.06
4	韓国国債	3.680	2012/06/02	2.32
5	インドネシア国債	10.500	2030/08/15	2.28
6	韓国国債	5.250	2015/09/10	2.27
7	フィリピン国債	10.250	2026/01/19	2.03
8	韓国国債	5.750	2018/09/10	2.00
9	韓国国債	4.250	2014/09/10	2.00
10	マレーシア国債	4.378	2019/11/29	1.99

※「組入国・地域別比率」および「組入上位10銘柄」の比率は、マザーファンドの組入債券評価額の合計を100%として計算しています。
※インド国債連動債は、インド国債のパフォーマンスに連動する債券(仕組債)です。「組入国・地域別比率」における分類は、連動する先の国債に基づいており、国債連動債の発行体の登録国・地域とは異なります。
※国際機関が発行するインドルビー建て債券

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、課税前分配金を全額再投資したものと計算しています。
※2006年は、設定日(2006年4月25日)から2006年12月末までの収益率です。
※2011年は、11月末までの収益率です。



IV 手続・手数料等

お申込メモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 詳細については、お申込みの販売会社または表紙に記載する照会先までお問合せください。
購 入 価 額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	購入代金はお申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換 金 価 額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換 金 代 金	換金の受付日から起算して原則として6営業日目からお支払いします。
購 入・換 金 申 込 受 付 不 可 日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。 ① シンガポールの金融商品取引所の休場日 ② シンガポールの銀行休業日
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込分とします。
購 入 の 申 込 期 間	平成23年7月20日から平成24年7月19日までとします。 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信 託 期 間	約10年(平成18年4月25日から平成28年4月22日まで)
繰 上 償 還	受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。
決 算 日	原則として毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	原則として毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信 託 金 の 限 度 額	1,500億円
公 告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	委託会社は、年2回(4月および10月)の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

- 購 入 時 手 数 料 3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。
- 信 託 財 産 留 保 額 換金の受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運 用 管 理 費 用 純資産総額に対して年率1.554%(税抜1.48%)を乗じて得た額が毎日費用として計上され、(信託報酬) 毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。

配 分	委 託 会 社	年率0.7875%(税抜0.75%)
	販 売 会 社	年率0.7350%(税抜0.70%)
	受 託 会 社	年率0.0315%(税抜0.03%)

※委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の委託先への報酬が含まれます。

- その他の費用・手数料 有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、監査費用等を信託財産よりご負担いただきます。

※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

※手数料等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法の概要は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換 金 (解 約) 時 及 び 償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

※上記は、平成23年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。